

代替保育の財政支援の特例「一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型）」において、幼稚園も対象に含まれることをお知らせするものです。

事務連絡
令和4年2月9日

各都道府県教育委員会幼稚園主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人学校事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型）による代替保育
の実施に係る財政支援の特例について（周知）

平素より幼児教育の振興に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般のオミクロン株による感染拡大に伴い、保育所等が休園となった場合の代替保育の受け皿の確保に向けて、在籍児童が他の保育所等で代替保育を利用する際の財政支援の特例措置を講じることについて、内閣府、厚生労働省及び文部科学省から各地域子ども・子育て支援事業担当部局に対し、別紙のとおり周知を行ったところです。

本特例措置の対象者については、休園となった幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。以下同じ。）に在籍する幼児のうち、保護者の就労等により保育が必要な者が含まれます。また、本特例措置の実施場所として、幼稚園も想定されています。ついては、別紙の内容を十分に御了知の上、各都道府県教育委員会幼稚園主管課においては域内の市町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立の幼稚園に対して周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省 03-5253-4111

初等中等教育局幼児教育課（内線：2374）